

審判事件説明会等の運営規程

特許審判院訓令第 106 号、2020 年 1 月 10 日一部改正
特許審判院訓令第 114 号、2020 年 7 月 14 日一部改正
特許審判院訓令第 117 号、2021 年 3 月 31 日一部改正
特許審判院訓令第 123 号、2021 年 12 月 3 日一部改正

第 1 条(目的) この規程は特許・実用新案に関する取消申請手続きと特許・実用新案・商標およびデザインに関する審判手続きの透明性と公正性を保障するために手続きを踏む者、またはその代理人と審判官または審判長の審判事件説明会の運営に関して必要な詳細手続きを定めることを目的とする。〈改正 2017. 3. 1、2021.12.3〉

第 2 条(定義) “審判事件説明会”は特許・実用新案・商標・デザイン分野事件のうち、内容の把握が難しいか主立つ争点事項があいまいな事件等の効率的審理のために審判長が必要と認める事件について、代理人等が審判長または審判官と会って(オンライン映像または電話含む)技術・商標・デザインの争点事項等を説明したり意見を交換することをいう。〈改正 2020. 7. 14、2021.12.3〉

第 3 条(原則) ①審判事件の説明会は、信義誠実の原則に立脚して行う。〈改正 2020.7.14、2021.12.3〉

②審判事件の説明会は、該当事件の主審が参席することを原則とするが、審判長が必要と認める場合、審判部全員が参席する。〈新設 2021.12.3〉

③審判事件の説明会は当事者系事件の場合、当事者双方が参席することを原則とする。〈新設 2021.12.3〉④

審判事件の説明会は、審判事件別に行うことを原則とする。ただし、併合事件及びその他に審理の効率的進行のために不可避である場合にはその限りではない。〈改正 2021.12.3〉

⑤審判事件の説明会は、決定系審判の場合には、審判官が指定された日から審理終結以前まで、当事者系審判の場合には、被請求人が審判事件に対する答弁書を提出した日から審理終結以前まで行うことを原則とする。ただし、審判官が不可避であると認める場合には、これを変更することができる。〈改正 2021.12.3〉

第 4 条(参席対象者等) ①審判事件の説明会等に参席することができる対象者は次の各号のとおりである。〈改正 2021.12.3〉

1. 該当審判事件の請求人、被請求人および参加人(以下‘当事者’という。)
2. 当事者の代理人

②当事者またはその代理人は、審判事件説明会を効率的に遂行するために、該当事件の技術の発明者(考案者等)、デザインの創作者等その他の事実および法律関係を明確にするための関係人を審判長の許可を得て同伴することができる。〈改正 2017. 3. 1、2021.12.3〉

第 5 条(申請) ①削除〈2021.12.3〉

②削除<2021.12.3>

③審判長は、職権または代理人等の申請により説明会を開催することができる。

④第3項により説明会の開催を申請する代理人等は、別紙第2号書式の審判事件説明会開催申請書を提出しなければならない。<改正 2021.12.3>

⑤やむを得ない事情で審判事件説明会の日程変更を申請する代理人等は、審判事務取扱規定別紙第25号の口述審理期日変更申請書に申請事由、証拠資料および希望期間等を記載し提出しなければならない。<改正 2021.12.3>

第6条 削除<2021.12.3>**第7条(日時場所の指定・通知等<改正 2020. 7. 14>) ①削除<2021.12.3>****②削除<2021.12.3>**

③第5条第4項により、説明会開催の申請書が提出された事件について、審判長は申請書を引継ぎ受けた日または答弁書提出期間満了日のうち遅い日から15日以内に説明会開催の可否等を定めて代理人等に通知しなければならない。ただし、上記の期間に開催するかどうか等を決定することができない場合、追って後日決定することを通知(別紙第6-1号書式)しなければならない。<改正 2018. 6. 1>

④第3項により審判長は説明会を開催する場合、開催日時および場所等を定めて通知(別紙第5号書式)しなければならない。この場合、審判長は事案により当事者の同意後、説明会の方式を変更(訪問、映像、電話)することができる。<改正 2020. 7. 14、2021.12.3>

⑤第3項により審判長は、書面審理のみで決定することができるものと認められる事件に対しては説明会を開催せずにすることができ、このような場合、書面審理のみで決定するという事実を通知(別紙第6号書式)しなければならない。<改正 2021.12.3>

第8条(日時場所の変更・通知) ①審判官または審判長は、職権または当事者の申請により、審判事件説明会の日時および場所等を変更することができる。<改正 2021. 3. 31、2021.12.3>

②第1項により審判事件説明会の日時および場所等を変更する場合には、審判官または審判長は、当事者(代理人がいる場合には代理人)に通知しなければならない。<改正 2021. 3. 31、2021.12.3>

③第2項による通知は別紙第5号書式の審判事件説明会の開催変更通知書による。<改正 2021. 3. 31、2021.12.3>

④審判長は必要な場合、職権で第7条または第8条第2項により指定または変更された審判事件説明会の日程を取り消すことができる。この場合、審判長は審判事件説明会の開催取消通知書(別紙第6-2号書式)を送達して通知する。<新設 2021. 3. 31、2021.12.3>

第9条(場所) ①削除<2021.12.3>

②説明会は特許審判院の審判事件説明会場で開催することを原則とする。<改正 2021.12.3>

③審判長は当事者双方がソウルで説明会の開催を希望する場合には、特許庁ソウル事務所技術説明会場でこれを開催することができる。<改正 2021.12.3>

④削除<2021.12.3>

⑤第1項から第4項にかかわらず、オンライン映像会議システムまたはインターネット電話機を通じたグループコール方式で審判事件説明会が予定された場合には、審判官は、オンライン映像会議システムの接続およびインターネット電話通話が可能な審判事件説明会場で、該当事件の当事者は、自宅または事務所等で審判事件説明会を開催することができる。<改正 2021.12.3>

第10条(審判事件説明会の録音等) ①審判長は第5条第3項により審判事件説明会を開催する場合、録音しなければならない、必要な場合速記をさせることができる。<改正 2020.1.10、2020.7.14、2021.12.3>

②審判官は審判事件説明会を開催する場合には別紙第8号書式の審判事件説明会の結果報告書を作成して該当事件の電子書類綴履歴に記録物として登載し、第1項により速記物を作成した場合、これを電子化して審判事件説明会の結果報告書に添付する。<改正 2020. 1. 10 、2020. 7. 14、2021.12.3>

③削除<2021.12.3>

④削除<2021.12.3>

⑤削除<2021.12.3>

第10条の2(録音テープ、速記録の保管等)①第10条の規定による録音テープ(電子的録音ファイルを含む)と速記録は審判記録と一緒に保管しなければならない。

②審判政策課長または審判長は当事者や利害関係を疎明した第3者が第1項の録音テープと速記録のコピーを申請しようとする場合には特許法施行規則別紙第29号書式により申請するようしなければならない。<本条新設 2021.12.3>

第11条(準用規定) 審判事件説明会に関連し、この規定で定めていない事項は審判事務取扱規定第6章で規定している口述審理手続きを準用する。<改正 2017. 3. 1、2021.12.3>

第12条(存続期限) この規定は「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」に従い、この規定を発令した後の法令や現実与件の変化等を検討しなければならない2021年9月20日まで効力を有する。<改正 2018. 6. 1、2021.12.3>

付 則<第123号、2021.12.3>

第1条(施行日) この訓令は2021年12月3日から施行する。